

○デクロンプラスの容器、包装又は送り状にデクロンプラスによる環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

(令和七年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号)

最終改正 令和八年三月十七日

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号

施行日 令和八年六月十七日

第1 デクロンプラス（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条第1項第40号に規定する化学物質をいう。以下同じ。）であること及びデクロンプラスが第一種特定化学物質であること。

第2 デクロンプラスの含有率

第3 注意事項

- 1 デクロンプラスが、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであり、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあることに留意し、大気への排出の防止、水への混入の防止、廃水の回収等によりデクロンプラスの排出の削減に努めなければならないこと。
- 2 デクロンプラスの移替え等の作業を行うときは、飛散又は流出を防止する措置を講ずること。
- 3 デクロンプラスが漏出又は流出したときは、可能な限り回収するよう努めること。
- 4 デクロンプラスを含む廃水について、可能な限り回収するための措置を講ずること。
- 5 デクロンプラスを含む廃水等の廃棄物については、関係法令に基づき、適正に処理すること。

第4 第1から第3までの事項を表示する者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所